

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成22年12月2日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

12月2日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第71号所管分の審査 .....	2
質疑（野口博委員）	
議案第105号の審査 .....	5
質疑（野口博委員）	
議案第102号の審査 .....	7
質疑（川端福江委員、三宅秀明委員、上村高義委員、野口博委員）	
採決 .....	29
閉会の宣告 .....	29

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成22年12月2日(木) 午前10時 開会  
午後1時15分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治	副委員長 村上英明	委員 川端福江
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 野口博

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
市長公室長 羽原修	同室次長 山本和憲 政策推進課長 山口猛
総務部長 有山泉	同部次長兼財政課長 北野人士
市民税課長 川崎敏康	固定資産税課長 中西利之

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三	同局参事 池上彰
-----------	----------

### 1. 審査案件(審査順)

議案第71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分

議案第105号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

議案第102号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。委員の皆様には、師走何かとお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査いただくわけでございますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一たん退席いたします。

○三好義治委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は三宅委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

議案第71号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 2点お尋ねをします。

補正の主な中身はご承知のとおり、たばこ税の関係で14億3,000万円の補正というのが一番の問題になっています。今回、その金額を財政調整基金に全額積み込むということで、そういう予算

措置がされておるわけでありましてけれども、さきの決算の委員会で、いわゆる法律改正に伴って2倍、3倍の問題から、2倍になったということで、従来、企業誘致条例を行ったときに入ってきた金額から、それを超える分については、大阪府に納めるということが発生しますので、その関係で、とりあえず今回、全額財調に積み立てするわけでありましてけれども、年間の間で、そういう問題も含めて、どういう措置を考えているのかと、これが第1点であります。

もう一つは、13ページに市債があります。今回、市債の問題だけについて、当委員会の所管でありますけれども、金額は少ないわけでありましてけれども、起債許可がオーケーになったということで、全額、一般財源で予算組みしていたのを、市債全額で今回、補正をするというやり方をしましたけれども、この間、いわゆる市債発行額と元金償還の差がだんだんなくなってきているという状況は、ご承知のとおりであります。そういうふうな財政状況全体から見て、少ない金額であっても、すべて起債でオーケーすることについて、その辺の問題について、どういう整理をされて、今回こういう措置をされたのかという考え方を、お聞きしたいと思います。以上2点です。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず、第1点目のたばこ税の関係でございます。たばこ税、当初予算から比べまして14億3,000万円の増額をいたしまして、補正後の予算額が21億円となります。国が示しております課税定額でございますが、これが15億5,586万6,000円となっております。21億円からの差を考えますと、都道府県に対しまして翌年度交付する額でございますが、これが予算

ベースでいいますと、5億4,413万4,000円になるところでございます。これにつきましては、たばこ税が確定しまして、翌年度の6月の補正予算において、確定額を組ませていただいて、その5億4,400万円相当額を、大阪府に交付するというような予算を組む予定にいたしております。財調の積み立てに14億3,000万円ということでございますが、もちろん5億4,400万円を含めて、一般財源ベースで申し上げますと8億8,586万6,000円が増になったと。これは財政にとって非常に喜ばしいことございまして、財政運営といたしましては、できるだけ主要基金を温存するという命題がございまして、これに基づきまして、今回補正させていただく額を、全額財調に積み立てさせていただいたところでございます。

2点目の市債の件でございますが、この市債につきましては、経済危機対応地域活性化予備費の対象ということで、国のほうが6月18日に1兆円近くの予備費を公立学校施設整備に必要ということで、818億円程度を文部科学省所管の補助とするということが決定してまいりました。この予備費でございますが、補正予算と同様の財政措置がございまして、この補助裏の100%が地方債を充当できますよという形になっておりまして、その地方債の性質でございますが、義務教育施設整備事業債が充当されるわけでございますが、この中身が、いわゆる地方交付税の基準財政需要額に、後々の元利償還金が全額算入されるという、非常に地方にとっては都合がいいといいますが、優位な地方債ということで、少額でございますが今回、地方債の補正を増額をお願いしたということでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 1点目は一応わかりました。

2点目の問題ですけれども、そういう経過を聞いているわけじゃないんですけども、年度、年度の起債と元金償還の関係で、この差がどんどん縮まってきたんじゃないかとということと関連して、そういう問題について、いわゆる2,000万円弱の今回の起債でありますけれども、そういう問題との絡みで、どう整理をされたのかという考え方なんですけれども、事後、地方交付税に算入していくということはわかりますけれども、そうじゃなくて、そういう市債の残高とか、元金償還とかの関係はどうなのかという考え方をお答え下さい。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 補正予算書の20ページ、21ページに、地方債残高の見込みの表がございまして、平成22年度予算ベースでございますが、一応今年度の起債見込額が21ページの下欄にございまして、22億9,740万円でございます。元金償還が横にございまして、29億8,487万8,000円でございます。それと、あと平成21年度から、かなりの繰り越し事業がございまして、これは今現在ちょっと見込んでおるところでございますが、この繰り越し事業に係ります起債が、全額で4億1,680万円でございます。そうなりますと、今年度、決算見込みベースでの起債額が27億1,420万円になります。これは、隣に書いております元金償還額を若干下回っておるところでございます。決算の委員会で、地方債の議論がございました。財政運営の基本的なスタンスといたしまして、やはり標準財政規模に応じた起債余力というのを考えていかなければならないかなと。財政健全化比率で申しますと7%で

あると。今後、たばこ税増収分が見込めない中で、標準財政規模はパイが小さくなっていく。そういうことの中で、できるだけ地方債を厳選しながら、地方債と基金をできるだけ温存すると、こういうことを考えながら市債発行をしていくというのが、財政の今後の運営のスタンスではないかというふうに考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 おっしゃることはわかるんですけども、何か少し焦点が絞れないという感じがするんです。今後のいろんな財政状況を予測した場合に、市債残高がどうなるのかということを見た場合に、元金償還額と当年度の市債発行の差があればあるほど、残高は減少していくわけで、それが予測されているように、だんだん差が少なくなっているということにもなっているわけですね。

そういう意味では、わかりませんけれども、差を縮めない努力ですね。いわゆる市債残高を減らしていく努力が、当然基本にあると思うんですけども。それと今のご説明と、ちょっとマッチしませんので、もう一度、いわゆる市債発行ということについて、どういうお考えなのかという角度から、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

それと、6ページの償還方法の中に、借入先ということで政府、大阪府、地方公共団体金融機構、銀行、その他と書いてますけれども、大体予測としてはどういところから借り入れしようとしているのかということも、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず、市債残高の推移のお話でございますが、おっしゃるとおり、できるだけ起債をしなければ、市債残高が減っていくということはもちろ

んのことでございますが、先ほども申し上げたように、財政規模との兼ね合い。要するに市債を発行できる余力があるのかどうかということ考えたときに、現在の7%という実質公債費比率を考えますと、十分対応できるような規模であります。今の残高であれば、十分摂津市の財政力にすれば、耐え得るということでございます。今後、その財政規模との兼ね合いになってくるんですが、起債を体力にあわせてしていきながら、基金を温存する。非常に難しい微妙なバランスというのが必要であると。必要なければ、本当に起債をしなければいいんですけど、基金残高との兼ね合いがございますので、財政力を示します標準財政規模、ここの兼ね合いを考えながら、今後も起債を管理していきたいということが、財政運営の基本というふうに考えております。

それと、6ページの地方債の発行の中身でございますが、通常、補正予算債というような形になりますと、資金は銀行等縁故資金が充当されるということでございますが、今回は恐らく義務教育施設整備事業債ということでございますので、国の財政融資資金が充当されるのではないかと考えております。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 市債の発行の考え方ということでございますが、本市の場合、健全化判断比率の状況といたしまして、実質赤字比率、それから連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも健全な状況での数字となっております。今後の市債、特に実質公債費比率に係ります比率ですが、その時々私のどもの標準財政規模に見合う償還能力ということが、先ほど北野次長のほうから説明しているのはそのことございまして、償還能力の範囲をどこに押さえるかというこ

とから、逆算しまして、地方債の発行残高を幾らに設定をするかということが、1点問題になります。

それから、さらにもう1点は、その発行する地方債において、本市に有利な地方債というものがございますので、その有利なものを優先的に発行の中で選択をしていくという、こういう形での財政運営を今後していくということで、従前言っておりました地方債残高を減らすという方向とは別に、逆転が生じる中で考えるならば、発行額がふえた場合、より有利なもの、しかも本市のほうの償還能力の範囲をどこにとどめるかという計算をしながら、市債の発行をしたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 意見だけ申し上げておきたいと思うんですけど、二つの理由づけを答弁されましたけれども、長年の国の施策もあって、ほとんどの自治体が高値安定の残高状況はご承知のとおりであります。財政健全化指標についても、当然、国が決めた指標なので、そこにこだわる必要は僕はあるまいと思っておりますけれども、その中で、やっぱりポイントは、市債残高を減らしていくということをしなれば、将来的にどうなのかという問題が発生しますので、二つの基準で判断されたという話でありますけれども、やっぱり市債残高を減らしていくという努力は、ぜひそのポイントの中に入れていただいて、進めていただくべきだということを申し上げておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

議案第105号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 本会議で議案説明がありましたが、今回、地方自治体として、国の地方税法や所得税法の改正に伴って、必要な措置をするための条例改正であります。事前にご説明いただいておりますけれども、いわゆる扶養に関する処理の中で、これまで控除対象の親族の方と、それから外れる方を明確にして提出するという記述の問題も出てきますので、そういう関連を主とした今回の改正でありますけれども、その背景は何なのかという問題について、少しまずお話しをしておきたいと思っております。

民主党政権になりまして、子ども手当の創設に伴って、年少扶養控除が廃止をされます。ゼロ歳から15歳までです。もう一つは、高校授業料無償化ですね。伴って16歳からの特定扶養控除の上乗せ分が廃止をされると。あわせて児童手当については、これまで児童手当の分として自治体負担になっていた分は、当然、負担がかからないということも、その中にはあります。もともと、こういう扶養控除の縮小、廃止については、民主党のマニフェストになかったわけですが、財源の調整の中で出てきたという経過があります。結果、住民税関係だけでも4,569億円、最大規模の大増税であります。これで財源を少し措置して、子ども手当を行うということが背景にあることは、皆さんご承知のとおりだと思います。

そこでお尋ねしたいのは、冒頭申し上げた所得税法と地方税法と自治体の市税

条例との関係で、条文はありますけれども、少しわかりやすく絡みについてご説明いただきたいということが、最初の質問であります。

○三好義治委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 ただいまご質問いただきました今回の税制改正に伴う市税条例の改正ですけれども、この背景としましては、委員ご指摘のとおり子ども手当に伴う年少扶養の廃止、また特定扶養控除の縮減ということで、そういったものが中心となっております。これにつきましては、そういった国の制度に伴って、その財源ということですが、市税条例におきましては、先ほどもおっしゃっておられますように、所得控除から手当という観点から、今回の子ども手当の創設ということで、年少扶養控除、15歳未満に対するこの控除が、所得税でいきますと38万円、また住民税でいきますと33万円、その分が今回の中で廃止となっております。また、高校の実質無償化に伴う関連で、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分、これも従来の23歳までであった分について、19歳未満までの方の上乗せ部分の25万円ですね、その分が今回廃止になっております。それぞれ地方税法、また所得税法、そういったことの改正に伴って、地方税法のほうでは、それぞれこういった縮減等の金額は載っておりますけれども、市税条例の中では、そういったものを受けて、手続的な面での一部改正となっております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしますと、市税条例上は住民税のそうした問題について規定しなくても、上位法律で規定していますから、そういう関係で処理されるということであるかと思うんです。そこで具体

的に言うと、数字を示していただいて、お聞かせいただきたいと思うんですけど。

例えば、住民税非課税の金額でありますけれども、資料をお持ちだと思うんですけども、例えば4人世帯の場合、お父ちゃんが働いて、お母ちゃんは一応無収入ということで見た場合に、現行、非課税の課税額はこうだったけども、今回の改正によってこうなったという数字も示していただいて、その辺の変化について、ご説明いただきたいと思います。

あと、ちょっと所管が違うんですけども、子ども手当の関係で児童手当が廃止をされます。児童手当については所管が違いますのであれですけれども、もし数字だけでもいただければ欲しいんですけども、市町村の負担は変わらないということでもありますので、もしわかればその金額も教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 今回の扶養控除等の関係で、非課税ということをおっしゃったわけでございますけれども、これも制度としては今まで年少扶養等が扶養の範囲ということで入ってましたけども、所得税等におきましては、そういったことでなくなりましたけれども、住民税では非課税の範囲というのがありまして、その中で扶養親族数の点が、この非課税に該当するかどうかという点がございます。そういったことで、住民税におきましては、その非課税の範囲が変わるとかどうとかいうことではございません。ただ、今回、市税条例で改正していますのは所得税のほうで、そういったことで変わりましたが、住民税でその非課税の範囲を判定するときに、扶養親族の人数が必要となります。そういったことで、扶養親族の把握をするための様式の変更ということで、今回、市税条例の改正の

ほうを上げさせていただいています。

それで、具体的に非課税になるかどうかといったところでございますけれども、これもいろいろケースがございます。一つは均等割がかからない場合、また所得割がかからない場合、そういった点もございまして、もし何でしたら、また個々のケースで例示してご説明させていただきたいと思っております。

それから、児童手当との、その点につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 本来は子ども手当創設に伴って、その分は別枠として用意されて、施策を実行するというのが、正規の約束でありましたけれども、なかなかしんどい中で、その財源の一つとして増税を生み出して、事を進めていく過程で出てきた話でありますので、その背景問題については、私どもは国会で反対をしてきました。自治体としては、それを前提として、自治体の仕事上必要な条例改正でありますので、そういう把握をしながら判断していきたいと思っておりますので、以上を申し上げて質問を終わります。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

議案第102号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

川端委員。

○川端福江委員 摂津市事務分掌条例の

一部改正の件でありますけれども、統合等さまざまな改正をするということで検討されておられますが、この人権ですね、議案参考資料のほうですけど2ページで、人権女性政策課ってありますが、この主な変更点等ということで、人権推進課と女性政策課を統合し課名を変更ということでもありますけれども、この点について、お伺いさせていただきたいと思っております。

人権は根底的には男女の性を乗り越えて、一人間として、尊敬、尊重し合うということだと理解しております。また、女性政策課は、もうご存じのとおりでありますし、本当に時代、世界の流れでもありますし、男女共同参画社会という、男女は協働だけではなくて、もう一歩前から、もう一つの問題を提起し、また検討する段階から、女性も参画をしていくという、これはもう言うまでもないと思います。そういったあれでは、人権という点では、この女性政策というのもこれに含まれるとは思いますが、今回、統合をされるということでもありますけれども。

本当に細かい話でありますけれども、そういった思いで人権も、今まで人権の一つの課ですね、人権推進課、それとまた女性政策課という、2つの課を一つにするという意味合いも込めまして、私は、人権と、この間に中点ですね、また、女性政策課と、そういったタイトルはなかなかしにくいかわかりませんが、そういう考えでおりますので、市としてのお考えを。ちょっとこのままでしたら人権女性政策課という、このタイトルのままでもありますし、人権、女性で切られることはないかわかりませんが、何かそういう人権も本当に大事なこともありますので、そういった観点から、真ん中に点といいますか、そういったものを入れて、それぞれにもっと尊重した

ものといえますか、一つひとつの課も一緒に統合して、もうそれでうやむやじゃなくして、一つひとつがまだ、たまたまこういう事務分掌のこういった形で、一部の改正ということでもありますけれども、そういった意味を含めまして、くどくどと何回も同じことを言っておりますが、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 今回の機構改革の基本方針といたしまして、我々といたしましては、組織をスリム化するというところで、先ほど委員のほうからお話しもありましたように、課を統合して660名体制の中で、業務がスムーズに執行できるようにというねらいを一つの方針として、事務を進めてまいりました。その意味で、その事務を進める市長公室の中で、今現在も共同で一緒に事業等を展開しております人権推進課と女性政策課を統合するというような案を、今、議案参考資料としてお示しをしているというところでございます。

我々といたしましては、もう一つの視点で、市民の方から見てわかりやすくという視点も入れたいということで、今現在、人権推進、女性政策という課が統合したということが、よりわかりやすいように、その名前を継承するというような形で、課の名前を案として持っているところでございます。我々といたしましては、今の課の名前でありましても、男女共同参画社会の形成というのは、当然ながら目標として、女性プランにも掲げているというようなことで、コミュニティプラザの内部になりますが、共同参画センターというのも新しく生まれ変わって、今、事業展開を進めているということで、課の名前といたしましては、このような

状況でございますが、今、委員ご指摘の参画社会に向けて進めていくというところは、我々としては共通の認識を持たせていただいているのかなということでございます。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 今言われました、そういった市民の人たちから見てもわかりやすいというお話でもありましたし、組織をスリム化するというところで、これは重々承知の上であります。けれども、それこそ市民の人から見てわかりやすいといえれば人権、中点、女性政策課というほうが、あっ人権と女性政策課だということ、かえってそういう表示をするほうがわかりやすいのではないかと、私は思っているんです。ちなみに茨木市では、そういう同じようなタイトルといえますか、人権・女性政策課です。他市を参考にすることはないと思えますけれども、やっぱり今おっしゃいました市民の人が見てわかりやすいというのであれば、中に点を入れるべきではないかと。本当に細かいことになりましたけれども、これは本当に大事な、もうその表示でよくわかるわけですから、人権も大事、また女性政策課も大事ということで、あえて市民の目から見て、そういう要望をさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 我々といたしましても、茨木市が人権の次に中点が入りまして、その後に男女共同課でしたでしょうか、そういうことも把握はいたしております。我々としましては、今の案を基本にということで考えておりますので、できればご理解をお願いしたいと思います。今、案としてお示しをしておりますので、そういうご意見があったというこ

とは、私のほうは認識をしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 今もおっしゃいましたように、本当にまだ案ですので、まだ検討の余地は十分あると思いますし、そのためにこういう総務常任委員会で検討しているわけですので、あえて言いましたら、私たちは市民を代表して議員にらせていただいているという点からいいたしても、市民の目線というもので、今、質問をさせていただいております。ぜひ十分に検討していただきまして、さらに住みやすい社会になるように、行政としても最大の努力をお願いしておきたいと思っております。よろしく願いします。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 今回上程されておりますこの条例案につきましては、先日、本会議で可決されました新しい総合計画、これを実行するために、新しい組織にしていくというような点があるというふうに思っております。この新総合計画の軸には、協働の精神が置かれているということは、もう今、改めて論じるものでもないんですけれども、やはり、協働の精神を軸に、先ほどお話にもありましたが、市民の方の利便性に資するような組織づくりをしていくべきだというふうに思います。また、自治体や企業といった経営体においては、今回は総合計画ですけれども、こういった大きな目標に向かって進む場合、企画や事業、また管理等の部門別に分けて見る必要も、いろいろ生じてまいります。

今回、機構改革におかれては、先ほど若干ご説明もあったんですけれども、やはり全体像を通して、どういったところに主眼が置かれているのかというような

点が少し気になっております。一例を申し上げますと、この協働という精神の下でありましたら、広報や広聴活動の重要性が高まってくることは、十分に皆様ご理解をいただいていると思います。現行の事務分掌条例では、広聴活動は自治振興課が所管されているのですけれども、例えばこの点について、各課それぞれがそういった義務を果たすべきだという考え方も、もちろんあるかと思っておりますけれども、この機構改革を踏まえて、全体像としてどういったところに向かっていくのか、これは一つの例として、全体像の主眼がどこにあるかを、全体を通じての質問として、以下は個別の点についてお伺いをしていきます。

まず、総合行政委員会の改革についてですけれども、局長が次長級または課長級へ変更すると。また、選挙管理委員会にあっては総務部へ移管するということでもあります。現在の状況からしますと、本会議に部長級の出席がなくなるということになるかと思うんですけれども、今後、議会对応等をどうしていかれる予定なのかについて、お伺いをいたします。

次に、法制文書課を総務課に統合されるという点につきまして、これまで条例改正等でいろいろとご苦勞をいただいている中ですが、今後、制度改正や、あるいは法解釈等の問題で、そういった法務事務の重要性は、むしろ高まるというふうに思うんですけれども、今回、統合されるという変更の意図について、お伺いをいたします。

次に、環境対策課を環境政策課というふうに名称を変更されるということについてですが、かつて助役という名称から副市長に変更になったときに、やはり権限の範囲が変わったというふうに記憶しております。名称の変更であるとしても、

やはり内容の変化も伴ってくると思いますので、この点についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、教育委員会の改編についてです。今回新たに次世代育成部という部署を新設されるということで、名前につきましては、今後についての方向性を示してあるものということで、賛同するところがありますけれども、その中で、新設される4課ありますけれども、このうちの2課が教育センターが所管するという事になっております。教育センターは市役所から離れたところに設けられるということですが、やはり新設という観点からしますと、全体を通しての目配りがどこまで行き届くのかなという点が、疑問に感じるところなんですけれども、この点をどのように考えておられるのかを、お伺いいたします。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 まず、全体像というご質問でございます。先ほど、若干基本方針をご説明をさせていただきました。繰り返しになりますが、組織のスリム化ということで、第4次の行革の中にも基本理念が五つございます。簡素でわかりやすい組織というのが、行革の基本理念にも入れさせていただいております。2点目に、スリムで効率性を重視した職員体制、これも660名体制ということでございます。この辺のことを主眼に置きながら、基本方針といたしましては組織のスリム化を図るということで、部、課の統合を一つの基本方針といたしました。

次に、行革等の進行管理なり健全な財政基盤を効率よく遂行していくということでございます。

3点目といたしましては、先ほど委員のほうからもお話がありました、総合計画の協働ということを、進めていきたい

ということでございます。その中で、やはり今後重要になる環境、または子ども、学びというところを、今回意識をいたしております。それと、繰り返しになりますが、課の名前として、市民サイドから見てもわかりやすいようなお名前にしたいというようなことを掲げております。内部的には、人材育成につながる組織ということも考えております。このような全体の流れの中で、今お示ししている条例案、また、参考資料として、全体の機構改革案をお示しをしているということでございます。

項目の中で総合行政委員会の事務局長が、部長級から次長または課長級ということで、議会对応についてはというご質問でございますが、過去におきましても選挙管理委員会なり監査委員事務局の局長が課長級対応のときがございました。事前通告があった場合につきまして、課長級の局長が答弁をされたというようなこともございます。あと、もし事前通告等々で次長級、課長級の局長の対応がオーケーということであれば、そういうことになると思いますし、基本的に所管といたしまして、選挙管理委員会は総務部の中にできれば移行するという事で、選挙管理委員会については総務部長のほうに対応いただくことになるのかなと。あと三つの委員会につきましては、やはり市長公室長と総務部長のほうで所管を分けていただきまして、緊急対応等々については、総務部長または市長公室長のほうで対応をいただきたいと。ただ、事前通告でそれぞれの局長が対応可能であるということございましたら、そのような対応をさせていただくということになるかもわかりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、法制文書の重要性ということ

で、我々といたしましても法制の重要性というの認識はいたしております。そういうことで、今現在、課として対応をいただいておりますが、課を統合するということが重要性がなくなるといふような考えは、逆に持っておらないということでございます。今現在、先ほど条例改正なりを上げる際に、やはり議案の方は、今、総務防災課が担当しております。条例改正というのは、各議会定例会にほぼ上がってくると。このような事務を考えたときに、議会のそういう議案等に対応する課と条例等に対応する課が一つになるほうが、より効率的にいろんな事務を進めるのではないかと。また、連携もより図れるのではないかと。というように、考えた所存でございます。

それと、環境対策を環境政策という、対策から政策にということでございますが、我々といたしましては、総合計画の目標の中で、みどりうるおう環境を大切にすまちという項目が3点目でございます。この辺を意識いたしまして、今、対策から政策へとということに変更しております。今現在、本市の温暖化防止計画について、もうしばらく時間がかかるといふことを所管課から聞いてはおります。あと1年とはいかないかわかりませんが、最終、完成は来年度になるということ、今、事務を進めているところでございますが、その中で、やはり環境をつかさどる政策というところが、より重要になるということ、いろんな意味で少し前倒しの意味も兼ねまして、環境政策というところの意識を、今後していかなければいけないという意味合いで、政策という名前に変えさせていただいたということでございます。

それと、教育委員会の所管につきまして、次世代育成部というのを今検討して

おります。これはまた本日、文教のほうで協議会が開かれるようなことは伺っております。その中でもるご説明があるかと思っておりますが、やはり次世代育成計画というのがございます。今、基本的に保健福祉部と教育委員会、それぞれが担っているということでございますが、なるべく一つの所管でということ、現こども育成課の所管につきまして、教育委員会のほうに移管をさせていただきたいというふうを考えております。その中で、現教育研究所を教育センターということで、バージョンアップしていきたいというふうなご希望があるということも伺っております。その中で、2課体制をしていくという予定も伺っております。一つは、教育推進課ということで、今現在の教育研究所がやっておられることと、学校教育課がやっておられる職員、教員の方々への研修等々、その辺を中心になされる課ということでございます。もう1点は、児童相談課といたしまして、こども育成課の家庭児童相談室、また現教育研究所のほうで、いろんな相談事業をやっております。この辺を一つに集約いたしまして、どの年齢であっても、特に15歳まで、どの年齢の方であっても、何らかのことが困るようであれば、こちらのほうにご相談をいただくということ、そういうようなことを想定しておられるということでございます。今、外部にあるということでございますが、当然、次世代育成部の中で、いろんなことを企画運営される教育政策課というところがございます。その課並びにもう一つの子ども教育課で、保育所、幼稚園等々の教員並びに保育士の方々を所管する課がございます。当然、その課と連携を保ちながら、いろんな教育施策、また就学前の施策に取り組むというところで、連携につ

いて問題なくやっていくということで伺っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

広報広聴のところでございます。我々といたしましても、今回いろんな検討の中で、情報の一つにというようなことも検討したということは確かでございます。その中で、今、統計の部門だけを情報政策課のほうに移管をするというような形になっておりますが、平成26年を目指して、下水道が公営企業化を目指すということを、行革の中にうたっております。その際には、水道部は公営企業でございます。公営企業を集めまして一つの部にというようなことも、今、一つの目標を持っております。その際には、今後、今皆さん方がご指摘いただいたようないろんな課題について、もう少し整理すべきものが出てくると思います。その際に、情報という分野も一つの課題であるということは認識はいたしております。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 まず、全体の主眼として、簡素、スリム、効率、協働、わかりやすさ等々、いろいろご説明をいただきました。広報・広聴活動につきましては、さらにこの後、目されている新たな段階において、検討に入るといふような指摘がありました。それはそれでぜひお願いをしたいところなんですけれども。そうでなくとも、常日ごろからそういった意識は絶えず持ち続けていただきたいと、これはもう一つ、強く申し上げておきます。

細かい点についてもいろいろご答弁をいただきまして、まず行政委員会等の点について、過去にそういう課長級が対応していた時代はあったということでありましたけれども、確かに本市以外でも、地方とかを見ましたら、こういう制度を

とっておるところがあります。例えば、最近話題になっております、阿久根市とかでも、総務部の中に選挙係というのがあります。ただ、前にやっていたから大丈夫というわけではありませんで、やはり今後、恐らくルーティンワークとかも変わってくるでしょうし、そういった今後の状況の中で、職員がどうやって対応できるかが重要になってきます。そういったいろんな点を考えますと、研修という点が重要になってきます。

これは後ほど申し上げようと思っただけなんですけれども、今回、市長公室の取り扱いの中で、研修というものを本来業務として文言を追加されております。それは、恐らく今後の職員、人材育成を踏まえた対応であるというふうに、私は理解をしております。この行政委員会につきましても、やはり感覚の問題なんですけれども、部長級から課長級、次長級になるということは、ちょっと扱いが変わってくるんじゃないだろうか。例えば、ほかの選挙管理委員会に限らず、公平委員会においても、またそのほかにおいても、重要性は変わらないという認識が担保できるのかなという。これはもう杞憂、あるいは心配のようなもんなんですけれども。そういうものを私は持っておりましたので、今回ちょっと質問させていただきました。そういったことがないように、事務執行に当たっていただけるように、これは要望させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、法制文書課の件ですけれども、やはりこちらも統合されるということで、むしろ全体として取り扱うことができるので、大丈夫であるということでありました。先ほども申し上げましたけれども、やはり法務能力の向上については、今後、ますます職員一人ひとりが自己研さんを

積んでいかなければならないと。もちろん研修も大事ですけども、さまざまな役所での生活、また窓口等の対応で、そういった自分のスキルを磨いていくべきであると。今回、研修が本来任務に入ったということで、そういった点を踏まえて、やはりもう一段上の意識改革に取り組んでいただきますように、これも同じように要望をいたします。

次に、環境政策についてですけども、これ自体、私は非常に時代に合った変更かなと思っております。実際に対策と政策では全く中身が違ってくると思いますし、やはり温暖化防止計画等、本会議等でもいろいろ議論がありましたように、国、世界のレベルで各自が対応していかなければならない。摂津市でも以前から環境家計簿等に取り組んでおりますし、またNPOもいろいろ協力してくださっています。そういった中で、環境政策課がいろんな面で環境先進都市をつかっていけるぐらいの情報発信力を持っていただきたいというふうに思っております。これは、まだまだ実際に始動してからの話になってくるかとは思いますが、そういった点を、やはり重要視して取り組んでいただきたいというふうに、これも要望いたします。

次に、教育委員会の改革についてであります。教育政策課等があり、また横の連携は、しっかりとっていくということでありました。新しく組織ができるということですので、むしろそれがきっかけで、一つの目標に向かって皆さんで協力していくという状況になることは十分に理解をします。ただ一つ、ここで疑問になるのが、今回、こども育成課関連が統合されるということでありまして、これは、つまり摂津市の行政機構において、教育委員会の占める割合がふえるということ

であります。これまで市長部局であれば、市長の政策的判断も、自由と言ったらい過ぎですけども、行えましたけれども、今後、教育委員会が所管されるということは、若干、それまでの流れとは違って来るのかなという印象を受けます。この点については、どのように考えておられるのか、お伺いをします。

最後に、今申し上げたこども育成課については、今、1階に窓口があります。この窓口等をどこに持ってくるかと。課の配置ですね。先ほどおっしゃったように、わかりやすさもそうですけれども、市民の利便性を考えるならば、これもハード面と言っているのかあれですけども、窓口の配置とかもひとつ検討しないといけないと思うんですけども、この点についてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 1点目の、こども育成課が教育委員会に移行する件でございますが、今、委員がお話しのよう市長部局にあるということでございます。そのエリアの大半が教育委員会に行くということでございますが、我々、教育委員会のほうをお願いをしている中で、市長の権限を委任する事務と、補助執行していただく事務ということで、すみ分けて教育委員会のほうをお願いをして、協議を進めているところでございます。教育委員会といたしましても、内部で協議をされたということは伺っております。

補助執行というところは、市長権限を補助するというところでございます。乳児医療であるとか、ひとり親家庭医療ですね、そういうところについては、補助執行というような形をお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、保育の入所に関することであるとかは、法律

等々の中で委任ができるというような事柄もございます。その辺は先進都市の事例を参考にしながら、委任事務と補助執行事務とを分けて協議をしているということでございます。そういうところで補助執行等々については、やはり所掌の事務を補助していただくというようなことでございますので、今までどおり変わらない点は多々あるというふうなことで認識をいたしております。

全体の部屋割りでございますが、今、総務部の総務防災課と協議に入っている段階でございます。教育委員会といたしましても、こども育成課が教育委員会に来る場合、当然、6階に移っていただくということを基本に検討をいたしております。それで、個々の部屋割りについては、今、お話をスタートしたばかりで、詳しくはご説明できないんですが、我々といたしましても、こども育成課の部分については、受付がすべて子どもに係る、母子健診等の保健師のエリアは少し異なりますが、それ以外のお子さんに係る手続については、基本的には6階のほうに移行して、窓口を一つのフロアで執行していきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 ご答弁をいただきまして、教育委員会の点につきましては、委任と補助執行を活用して、これまでと余り変わらないような流れを保っていけるのかなという印象を受けました。やはり、これまでと流れが変わりますので、その点、今後どのように対応していくかについては、市民の方がどう見ておられるか。これまでは、ここの窓口は市長がトップやったと思っていたのが、あすからは、例えば教育長がトップになるということになってくると、また受けとめられ方も変わってくると思いますので、特に窓口

もそうなんですけれども。そういった中で、しっかりとご理解をいただくように、今後、いろんな形での広報活動等をしていかれることを、別枠としてお願いいたします。

窓口につきましては、今6階というふうにおっしゃいまして、ワンストップという観点からは、6階の一つの窓口で解決するなら、それはそれでいいのかなという気もするんですけれども。今、1階にあるものが6階に上がると、特に小さいお子さんとかをお連れの方の負担になるケースもあろうかと思っておりますので、その辺をどのように手当てするかもあわせて、ご検討いただきたいというふうに、これは要望としてお願いいたします。

もう一度全体の話に戻ってきますと、やはり今回の改革は、大きなものだというふうに思っております。こういった大きな改革のときは、やはり全体としての一体感の涵養を、どのようにしてこれから保っていくか、盛り上げていくかが重要になってきます。特に、やはり総合計画の1年目が始動するということが、何事もそうなんですけれども、終わりのころも大切なんですけれども、始まりの盛り上げ方、取り組みの意欲も非常に重要になってきます。議会等で総合計画については、いろいろ議論があり、またいろんな方向性も示しておられましたので、そういったものがしっかりと、熱意を持って取り組んでいけるような観点から、やっぱり改革をしていただきたいと。改革されるならば、ああ変わったなというような印象が、全員にわき起こるような状況があってほしいと願っておりますので、その点、要望というかお願いをいたして、質問を終わります。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 それでは、私のほうか

ら、質問させていただきます。今の答弁を聞かせていただいて、なぜ機構改革をするのかというのが見えてきていないということと、この機構改革がどういう影響があるのかというのが見えてこないんですよ。先ほどの機構改革の方針の中に、機構のスリム化をしていきますということと言われてましたけれども、機構のスリム化をして、その行き先はどうなんですかと。最終的にはどういう到達点なんですかと問われたときに、スリム化をずっとしていくと、市役所はなくなるんですかということなんですよ。スリム化して何をするかというのが、見えてこないんですよ。

ですから、今回の機構改革をするに当たっての目的というものが、どういう形でとらまえておられるのかということ、きちり説明してもらわないと、ただ言われたからやっていますとか、仕方なしにやっていますという受けとめ方を、我々はせざるを得ないと。しかし、そうではないんでしょうと。時代に合った、少子高齢化社会、そしてこれからの摂津市のまちづくり、市の目的である市民の生命、財産を守る。そして、市民の暮らしや福祉の向上、教育の向上等々がある中で、それを推進するエンジンとして、摂津市職員はどのような体制が一番いいのかというのをつくり上げていくのが今回の機構改革でないかと、僕自身は思っています。そのことについて、ぜひ担当のほうから、この機構改革をすれば、すべての事業が進んでいくんだという思いがなかったら、なかなか納得しづらいんです。それは、これから職員にその旨を皆さんが言っていくわけですから、その考え方について、ひとつ説明願いたいということと、そして、その中で、今回の機構改革の目玉は何であったかということ、きちり明

確にしてもらわないと、ただ単にやりますとか、そういう受けとめ方をされると困るんですよ。そういうことについて、なぜこの機構改革をするかと。最終的にはどこを目指すかということと、その中で今回の機構改革は、そのためにこういうことに重点を置きまして改革しましたということ、ぜひ説明いただきたいと思います。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 1点目の、どういう方向に向いているかということですが、大きな問題として、やはり住民福祉の向上というのは、当然ながら考えております。その一つの手法として、機構をどうしていくかということがございます。それと、やはり職員660名体制にしていくと。この人を減らしてサービスを低下しない、または向上させていくということが、当然の目的として我々としては考えております。その見え方といたしまして、基本的には、すぐ目に見えるところの一つは利便性であるのかなということで、窓口を一本化していきたいということにはございます。それは、すぐ目に見えるような形で、我々としてはすぐ取り組んでいきたいということで、葬儀に関しても市民課の窓口でできるように、葬儀事務を市民課のほうに移行する予定であったり、高齢者のエリアを、今、二つの課に分かれているのが一つの課ですという、見える形は、すぐそのような形で取り組んでいきたいというふうに考えています。

今後の大きな時代に向けたところでございますが、当然、先ほど三宅委員のほうからもありましたように、人を今以上にどう育てていくかと。職員が育たないと、やはり職員が減った段階でも、住民サービスというのが見えてこないという

ことがありますので、今回のことによって、人を当然、育てるような組織にしたいというふうに考えております。全体の影響で、スリム化、スリム化になれば、最後は市役所はなくなるのかなというようなお話もございましたが、我々としたしましては、当然、市役所というのは住民福祉を向上するために、当然なければならぬものだとということで考えておりますので、ご理解をお願いできたらなと思います。

今回の大きな目玉等は何かと申しますと、参考資料を見ていただけますれば、少しフォントと申しますか、文言の色使いが変わっているところが、機構の変化のところでございます。子どものエリアを教育委員会に移行させて、子どもの窓口、施策を一本化し、次世代育成を極力一つのセクションでしていきたいということが、今回の組織の変革の中で、一番大きな目玉といえます。やはり子どものエリアを教育委員会のほうに移行しているというのが、一番大きな目玉ではないのかなということは考えます。今後、公共下水の公営企業化に向けて、今、下水道事業のほうでいろんな事務整理を行っていただいておりますが、その際には若干ではございますが、機構の変革が生じる場合はあるのかなということで、今回、課題として我々として残っている、先ほど言いました情報の一元化であるとか、その辺については、そのときにあわせて、いろいろ見直しを行っていきたいというふうに考えております。大きな目玉としたしましては、1点、子どものセクションが教育委員会に統合されるというのが、一つの大きな目玉になるのかなというふうに考えております。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 今、答弁をいただいた

んですけれども、なかなか納得しがたい答弁なんです、私からすると。今の答弁の中身において、機構改革をする必要があるのかということをお問われたときに、今の大きな課題というのは、どういう観点でとらまえているのか、もうひとつ見えてこないんです。だから、それをまず課題をきっちり整理して、どういう課題があるんですと。要は、この少子高齢化社会の中、そして環境問題、あるいは健康問題等々がクローズアップされる中で、摂津市としてどういう取り柄があって、あるいは足りないところがあって、そのために市の職員体制を整えて取り組んでいくんだということですけど、それがきっちり明確に整理されていないのではないかと危惧をするわけです。この機構改革について、どれぐらいの時間を割いたのか、どれぐらいの人がかかわって議論したのかというのが、非常に見えにくい。人の育成は大事なんですよ、人の育成は。人の育成は当然すべきということなんです、これは人材育成基本計画というのがありますよね、きっちりと。それはそれに基づいてやっていくんですけれども、その前に、やはりこの体制でやっていくんだという、やる気というものが目に見えないことには、なかなか前へ進んでいけないんじゃないかなという思いがあります。

この機構改革の中身については、非常にいいことなんですよ。いいことを書いてるんですけれども、ただ、このことが摂津市の将来にとってどうなのかということをお問われたときに、胸を張って答えられますかということをお問いただいたんですよ。そのことをきっちり説明してもらわないと、みんながね。職員がね、このことについてやる気になるということを示さないとならぬんです。それは人事

の仕事ではないかなと思っています。執行部として、その辺を十分に一致した中でやっていると思いますけれども、再度、その課題というものを、どういうものがクローズアップされているのか端的に示しながら、そのためにこういうことをしましたというのを、きっちり答弁していただきたいということと、副市長もこの件では多分権限者だと思いますので、その方向をきっちり、我々議員にも示していただいて、この機構改革は何なのか、そしてそのことでどうなるんだということを示してもらわないと、これは簡単に機構改革はできないので、節目、節目にされると思うので、この体制で何年かいくわけですから、そのことによって事務事業、あるいは事業が滞ることのないようにということが前提条件なので、その辺も含めて、まず担当部から、それでその後、副市長にご説明をいただきたいと思っています。

○三好義治委員長 羽原公室長。

○羽原市長公室長 機構改革全体の考え方というご質問でございます。まず、そもそもは第4次行財政改革の中に、組織を見直すと、より簡素でスリムな、わかりやすい組織にするんだということが明示されておりますので、作業としては、もうほぼ1年になりますけれども、原案を作成し、まずそれぞれの所管の部長、それから重立った課長にヒアリングもかけ、原案も2度、3度と作成をし、何回となくすり合わせをしながら、今日の成案に至っております。そういう作業は1年ほどかけて政策推進課と人事課で作業を行ってまいりました。

基本的にはいろんな課題を今、行政はしょっておるわけですが、特に来年度からは新しい総合計画がスタートする。片方では、財政状況等を考えたとき

に、職員をより一層削減をしながら、行政を運営していかなければならない。もう一つには、地方分権等の流れで、これまでやっていなかったような業務を、やはり市もやらざるを得ないような状況も、現実に生まれてきていると。世の中の変化は激しいですから、これまでどうしても市町村の場合、国、都道府県を通じたいろんな業務、法律の運用等の関係で、どうしても縦割り組織が往々にしてなっております。それでやはり解決しない問題が、日々ふえておると。いろんな問題があります。職員を減らしながら、なおかつ対応していこうとすれば、やはりどこかで人を生み出す、余力を生み出していくということは、現実には必要になりますので、細かな課の統合等は、そういう視点も入れながら課を統合し、人の余力を1人でも2人でも生み出そうという一つの考え方というふうに、私どもは理解しております。

今回の機構改革の、やはり一番大きな問題としては、教育委員会とこども育成の部分が一つになったと。これは、方向性として、今後の子どもに対する施策の方向性として、まずそれほど大きく狂ってないだろうという読みを、私どもはいたしております。教育委員会に持っていくのがいいのかどうかという議論は、これはあるかもしれませんが、やはり子どもに関する施策を一体的に扱う、現在でしたら、文部科学省と厚生労働省と二つのラインに流れているものが、やっぱり一つで統一的にする方向を、やっぱりきちっと示したいというのが一つございます。

もう一つ、教育委員会からは、学校教育全体を見たときに、就学前から含めて一体のものとして取り組んでいきたい。この二つの考えから、一番大きな要素と

しては、教育委員会とこども育成課の部門を統合いたしました。これは一番大きな要素になっております。

そのほかの課の統合、組織の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり職員全体が厳しくなっている中で、たとえ1人、2人でも、やはり職員の余力を生み出し、新しい事態に対応できる職員体制をつくり出していきたい。これは市長も常々、1人の職員が2人分、3人分の働きをしてほしいということをおっしゃっておられますけれども、なかなか現実には1人が2人、2倍、3倍は難しいんですけれども。しかし、やはり統合すれば、これまでしていなかった部分も、それぞれの職員がするわけですから、やっぱり経験も積み、より柔軟な仕事の仕方も、そこではやはり苦労しながらでも、見つけ出してもらわざるを得ないというふうに思っております。

機構改革というのは、往々にしまして、見直しに対する抵抗力は、組織の中で非常に強いです。やはり、なれた組織のあり方、なれた業務の回し方が、皆、楽ですから、そちらのほうにいくんですけれども、やはりそれでは見直しが進まない。やっぱり業務そのものも、もう一度見直してもらって、本当に今の業務でいいのかということを見直してもらったためにも、今回はスリム化を非常に意識した取り組みをいたしましたけれども、やはり、本当に、現業職の委託とかいう議論以上に、事務職の部門でも、もうこれから仕事を切り詰めていく、見直していくということも、内部に向かっては必要だろうと、そんなことも考えておりますので、そういうことの一つの手段として、今回は機構改革を実施をしたということでございます。これがもちろん最後ではございませんので、近々には水道部と下水道部が、

可能であれば、そこを一つにしていきたいなということも一定考えておりますから、次の機会には、よりもう一段の見直しをしていきたいというふうには考えております。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 今の部長の答弁で、それなりに答弁してもらったんですけども、やはりスリム化ということが非常に出てくるんですけれども。やはり、めり張りのつけたスリム化というのが大事であって、何でもかんでもスリム化ということでは、だめじゃないかなと思うんです。やはり中心は政策推進課というのが、摂津市の市役所の中でのシンクタンク的な存在なんです。そこもスリム化をするのではなく、本来、そういうところは人をふやすべきではないかなということが、それがめり張りをつけた、スリム化するところはスリム化、しかし、ふやすところはふやすということでない、この市の行政運営というのは、なかなか時代にマッチしたものにならないのではないかなという思いがあるわけです。

今の答弁で、そういうことも踏まえてしていくということで、いろんな市の職員の組織変更に対する違和感もある中で、進めていきますということです。副市長に答弁してほしいのは、市のトップとして、機構改革というものをどういう方向に持っていくんだということと、摂津市全体の今、置かれている立場というのを考えながらの機構改革だと思うんです。たまたまというか、摂津市は不交付団体になって、財政的には大阪府のトップになったんです。これがずっと継続的に続くかということはないと思うんです。しかし、やっぱりそういうところを目指すべきところの中で、この機構改革というものがあるのじゃないかと思っておりますし、

時代の流れが、少子高齢化が進んでいく中で、機構改革の位置付けをどういうふうにとらまえて、この機構改革をされていくのか、副市長の立場からお答え願います。

○三好義治委員長 副市長。

○小野副市長 私も人事行政担当が長かったものですから、機構改革をするたびに、こういう議論がされます。それで、ここに来るまでに、A案、B案、C案、D案、いろいろありました。それはもう部長なりと物すごい議論をして、多分、この案でも全部長がすべて、これでいいですよということになり得ないだろうと。なぜならば、そこに配置人数が、その職員の顔が見えるということですから、それはいろいろあると思います。それで、そういうことを思いながら、私の考え方で、上村委員が、1足す1は2ですよと。そうか、2かと。よくわかったということに、なかなかかなり得ないかもしれません。

それで、この間の市長なり私が指示したことを若干申し上げますと、例えば、今、委員がおっしゃった環境政策をするときに、これはわかりやすいんです。例えば、大気、土壌、水質の中から、いわゆる公害部門で対策行政から政策に打っていくんですよと、こう言えば非常に環境政策はわかりやすいんですね。ところが、何でこれつぶしたんやと言われたら、つぶしたら逆やないかと。どこへ持っていったんやと、こういう議論になるんですね。

それで、どっちにしても904名おった職員が660名までいきますから、やっぱり生活保護の問題にしても、いろんなところから人員要求は私も聞いています。もう人の質を変えてくれと。この職員やなくてこれやというような議論なんですね。これが本当に今の姿です。この職員に任せたらミスばかりやとかね。それ

で、基本的には今言いましたように、総計の実施なり協働なり、人間基礎教育をベースに打ってとか、やる気、元気、本気に勇気を入れてと、これが一つの基本なんです。

私が言いましたのは、一つは、この機構改革でやったことが、なかなかベストになりませんから、何が一体変わったんやと。職員の動きが変わってきた、もしくは市民の意識が変わってきたというのが、ある程度見えてこない、何のための機構改革やと。現実には職員が減っている中で、そんなうまくいきませんがというのが、この声も聞こえてきてました。それで、私が言うてますのは、例えば今回の指定管理者もそうなんです、市長、副市長の指示を出したら、スピードをもって、その内容がA案、B案、C案、資料を整えて持ってきてくれなあかんと。もう基本はここなんです、私が言うたんは。

だから、議会と議論しているときでも、そんならこれを指示したら、担当部を呼んで政策と財政と人事がまず議論をする。ところが今言われているように、私の見てる目というのは、私も人事におりましたから、人を削っていると、自分とも削らなあかんと。そうせんと、なかなか納得してくれないということがあります。私は、今回の中身は、機構も大事なんですけども、そういうことを考えて、例えば政策なり、人事なり、そこをすぱっとできるような体制づくりをしない限り、みんなが痛み分けしとったんでは、結果的にその政策はおくれてくる、資料も上がってこない、これは私、常に言うてます。私はこの機構の問題は、総計の問題はきちっとしたらいいと、これはやらなあきません。しかし、そのところが、原部、原課に嫌われても、そういう体制

と人員の問題はきちっとしない限り、おしかりを受けて私も答弁しましたが、指定管理者問題もしかりであります。一番大事な施策の中で、そういうことをまず一つ考えるのは、この市長公室の部門ではないのかという議論をいたしました。だから、機構改革プラス職員の意識改革と、それからもう一つは配置人員の問題を、きちっと総合的に、どこを集中するかということがなくなってしまったんでは、これはだめというの、私は基本的に何回も言ってきた中身でありますので、これはその機構とその内容であります。

もう一つは、市民の方もよくご存じの方は、原課でもめたら、市長を出せ、副市長を出せというのが物すごくあるんです。市民の方でよくご存じの方がおりまして、原課がもめますね、対応が悪いなというたら、ずっと上がってこられる、これが多いんです、確かに。それで、市長を出せ、副市長を出せと。市長に会わせると、これがあります。これは職員の形もありますし、それからもう一つは、今、縦割り行政の振り合いなんです、やっぱり。振り合いをしているんですね。振り合いしたときに、必ず欲求不満があって、ここに来られる可能性があります。したがって、ここの中身で縦割り行政をどうやって本当に、これはこの組織だけではいきませんけれども、本当にこれをやらなあかんのは、縦割りの部分をどう調整してやるか。

例えば、都市計画街路の問題と道路と、市民は何も見えてない。これは都計街路ですよ、こっちは道路ですよなんて議論があるかと。この議論もしました。市民であれば、都計街路であろうが、道路で市道であろうが、何であろうが、一本にすればいいではないかと。土木下水道部と水道部の一本化もすればいいではないか

という議論をした中身で、できるものと、できんものがありますが、やはり市長、副市長指示の具体的な迅速化、それから縦割りがいかに、これは職員の意識改革もありますが、ここをもう一度きちっと言わなければならないこと。それが課があれば、課長がいる、課長代理がいりますから、これは課を一定集中して機動力、もう660人に持っていこうと思えば、課が多ければ一番わかりやすいんですが、やはり課をつくれれば課長も要るし、課長代理も要るし、係長も要るし、課員も要りますから、ここでまた縦割りが生まれる。この二律背反がありますが、そのところを一度議論をしてつくらせたこの案であります。私は何をおいても、この三つぐらいの形を、機構改革プラスアルファで、一番大事なのは、これからの財政運営、行政運営なりをすべて含めて議会で議論するとき、きっちり指示をすれば、ある程度の時間がたてば、きちっと資料も集まってくる。原課、原部との調整も、ある程度議論も出てくるということでもあります。しかし、今の現状は、政策推進課も極めて多忙で、なかなかそういうふうにはなっていないと私は見ます。

したがって、この問題は、やはり集中性を持って、これは市長、副市長は嫌われても、一定のそのことを、今回の660人体制で機動性を持った体制ということが、私は問われていると思いますので、いま少し時間をいただいて、これが6月と9月議会で何もできてないやないかということにならんように、一気にできませんから、そのところを集中的に一度議論してまいりましたので、機構改革そのものはいろんな案をつくれますが、これがベストと私は思っておりませんが、そういうことも議論した中でつくってきたと。具体的には、その中身を一度、我々

は検証した上で、これからの議会に臨ませていただきたいし、議会との対応、市民の対応もさせていただきたい。もちろん職員にも言わなければならないと思っております。そういうことを考えていること、これは上村委員が言われた中身と一致するところがございしますが、そういうところの集中的な人員配置、何が大事かということも含めて、魂を入れるということ、今、肝に銘じてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 今、副市長から答弁をいただきましたけれども、いずれにしても4月1日が実施日なんで、今は12月なんで、3か月間ありますので、この間に、市長の思い、あるいは公室長の思いというのを、きっちり職員に対して伝えるということが大事ではないかと思っておりますし、我々議員は、そこまで権限がないんで、内部のことは、トップである市長公室長が、そのことはきっちり職員に対して指示徹底していくと。そして、この機構改革は何のためにやるんだということを、きっちり職員も認識した中で行動すると。そのことがさっき言った、副市長が縦割り行政とか、それが改善されていくということにつながるんじゃないかと思っておりますし、我々議員が一番縦割り行政の被害を感じていますから、それは議員が感じると市民も感じるということなので、そこら辺をきっちりしていくことが、市民サービスの向上というのにつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそのことを、まず市長の声で伝えるということと、各部においても、きっちり部長がメンバーに伝えるということをお願いして、質問を終わります。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

野口委員。

○野口博委員 いろいろ論議されてきまして、今回の機構改革の目的がある程度ははっきり出てきたわけでありましてけれども、最大の問題は、現在691名を660名にしていくと。それがまずありきで、それにいろんなさまざまな総計だとか、第4次行革の中身を踏まえて、それを進めるための行政機構をつくっていくんだということをプラスさせて、部課の構成を行ってきたと、僕はそう思っています。

体制的には、これまで13部57課ありましたけれども、これを13部51課、市長部局で6課減ということになります。それだけ役職が減ってくるということも、結果としてあるわけでありまして。まずお尋ねしたいのは、組織としては人事が、組織の活性化という点では大きな比重を占めております。ましてや地方自治体でありますから、ただ上のほうで号令をかけて、方針を決めて、体制を決めるということだけではあかんわけで、議会を含めて全職員で、各部課での役職のない職員も含めて、どういう論議を進めてきたのかというのが、僕は大きなポイントだと思っております。先ほど少しご答弁がありましたけれども、今回の議案上程に至る過程で、どういう論議をされてきたのかと。そこにすべての職員はかかわってきたのかという点について、少し経過説明をお願いしたいと思います。

それと議会での上程の仕方でありまして。この間、ずっと数年前から重要問題については、事前に協議会的な形で開いていただいて、意見も少し聞いていただいて、それも参考に、最終上程を決めるという流れでありましたけれども、1回だけこれを採決を求めるということになりました。そういう点も含めて、この議案に

ついでに経過について、どうお考えなのかということ、第1点お尋ねしておきたいと思います。

二つ目には、先ほど、副市長が政策推進課は行政としての中心核ですが、大変忙しくて、なかなかそれにふさわしい仕事ができない状況があるんだということもおっしゃいましたけれども、そこで少し個別の問題について、お尋ねしたいと思うんです。そういう説明であるならば、政策推進課から統計事務を情報政策課に移管をしたということだけで、そういう企画立案部門がうまくいけるのかという点について、どうお考えなのかというのが一つであります。

もう一つは、市営住宅の仕事を総務部の防災管財課に移すという案であります。その関係で、市営住宅はご承知のとおり工事が始まっていきますけれども、実際の管理が移ること、いわゆる仕事、建設工事の関係ですね、どういうふうにかかわっていくのかというのが2つ目あります。選挙管理委員会が、先ほど論議もされましたけれども、以前あったし、総務部にいくと。議会の関係でも課長という、降格という形であったとしても、事前通告で出てもらって答弁していただくということも、お話がありましたけれども、何かちょっとしっくりしないということもありますので、ちょっと明確に、なぜ総務部に選挙管理委員会が移ってきたのかということ、もう一度お願いしたいと思います。

それと、高齢介護課。地域福祉課で扱っていたものを高齢にかかわる分と、介護保険課を合体して、高齢介護課ということで、今回提案されていますけれども、そのメリットについて、どうお考えなのかということですね。先ほどご答弁がありましたけれども、今回、平成9年度の

機構改革に続いて、大幅な改革の提案であります。今後の問題で、平成26年度を大体の目標にして、下水道の公営企業化を図りながら、そこで水道との合体問題も論議していくのだと。あわせて次の段階の大幅な機構改革を進めていくんだという趣旨の答弁があったと思うんですけれども、平成9年度にされて、今回されて、次、そういう数年後にしていくんだということでもありますけれども、そういう機構改革の流れについて、どういう位置づけをされているのかということについて、お聞かせください。

もう一つは、教育委員会との関係であります。今回、議決事項には入らなくて、きょうの文教常任委員会の後の協議会で説明されるということで、実施をしようということになってますけれども。例えば、こども育成課の99%が教育委員会に移るということになります。それで、人間も移っていきたくらいと思えますけれども、そういう点からしても、1回だけの議会の審議だとか、この問題に対する担当課同士は論議は深まってきたと思えますけれども、なぜそうするのかとか、どういう人数が要するのかとかを含めて、こういう点からしても、今回、上程まで至る過程で職員全体でもんでいくことが大事だと思っておりますけれども、そういうことを含めて、お答えをまずいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 まず、今回の機構改革に至る経過でございますが、先ほど市長公室長のほうからお話がありましたように、第4次の行革の中に、簡素でわかりやすい組織を目指そうという基本理念をうたっております。そこからスタートをいたしましたというところでございます。第4次の行革につきましては、

昨年の7月に人事、政策、財政の管理職以外の職員が、すべての課の管理職以外の職員に対して行革のメニューであるとか、組織のことであるとかのヒアリングを始めました。今までは課長級同士のヒアリングが主体であったんですが、やはり人を育てるという意味で、その辺のスタートは管理職でない人間、課長代理級以下の人間で今回はスタートしようということで、スタートをいたしました。それを受けまして、昨年の8月と11月に、それぞれの先ほど申しました3課の管理職と各所管の管理職、または管理職と同行してくる職員もおりましたが、その中でヒアリングをスタートしたということでございます。

昨年度については行革の絡みの中で、各課と3回にわたりヒアリングをさせていただいたというような経過がございます。そのような中で、当然、課長級に対してのヒアリングを行っているということでございますので、機構改革があるということは、各課長のほうから、その所管の課員に伝わっていると、我々としては認識をいたしております。それを受けまして、ことしの3月に一つの素案を各部長に、一定の事務局素案をお示しをいたしました。その素案を受けまして、今年度に入りまして、5月、10月にわって部長並びに次長、また課長がおいでの部もございましたが、その方々と公室長、私、山口課長を交えるような形で、ヒアリングをさせていただいたということでございます。

そのヒアリングを受ける間の9月並びに10月に、それぞれ再度、各部長に素案をお返しをし、各部の中で議論をして、最終まとめていただくようなお願いをいたしたわけでございます。そのような経過を踏まえまして、この11月に市とし

ての一定の考えをまとめたところでございます。その考えを受けまして、市としての考えを、この11月に入りまして正副議長にご説明をし、その中で本日をお迎えしているというようなことでございます。

協議会等々のことでございますが、我々といたしましては、そのような経過の中で、この11月にたどってきたということがございまして、本日を迎えているというようなことでございます。

機構において、今回、部の移動は若干ございます。そういうことを受けて、今回、素案をお示しする中で、議案参考資料をつけて、より詳細な形で審議をいただきたいということで、本来、条例に関する参考資料は新旧対照表だけでございますが、それに加えまして、今、お手持ちの参考資料ということで、全体にわかる変更点をお示しするということで、審議をしていただきたいということで、お願いをしているということでございます。

続きまして、政策推進課から統計が情報政策課に移行する点でございますが、職員配置につきましては、まだこれからのことでございますし、これから人事課並びに各課において、いろんなヒアリングを行い、職員配置の方向については、これからスタートするということがあるかと思えます。統計につきまして、やはり情報政策というのが今後一つのキーワードにもなってくるであろうということで、先ほど、三宅委員のほうにお話ししましたように、その情報を今後どう一元化するのかというようなご指摘もございました。そういう意識づけも含めて、その情報を将来にわたって一元化する一つの過程として、統計を情報政策のほうに移行させていただいたということで、残ります政策推進課の課題につきまして

は、今後、一つ課題として残り、人事配置について、これから協議が進んでくるということでございます。

市営住宅の件でございますが、工事がこれから始まるということでございます。基本的に、人事の話はまだこれからということでございますが、業務をスムーズに移行するためには、現仕事にかかわっている者が、もしその仕事が他の部、他の課に移行するなら、その職員が基本的には、その部、その課に移行するというのが、一つ市民サービスから考えますとスムーズにいく手法ではないかというふうに考えておりますので、その工事の件につきましても、支障なきよう事務引き継ぎをお願いしたいということで、現総務部長並びに都市整備部長が中心になり、議論をしていただく、また今後、課内で議論をしていただく予定にいたしております。

その中で、工事費につきましては、土木費でございますので、その工事の部分について、今後、どちらの課が、完成までどうするのかということも協議をいたしているということで、今、真っ最中ということでございます。

それと、選挙管理委員会のところでございますが、我々としたしましては、総務部長並びに市長公室長が対応をいただくということを基本としております。ただ、時間的に事前通告があり、そういう場合には過去、課長級の局長が答弁されたということも、一つの事例としてご説明をさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、これは内々のことでございますが、部長会というのがございます。各委員会の事務局長は、部長会の情報が入らないのではないかというような議論も

ございますので、今、部長会に私ども政策推進課も入っております。そのオブザーバーというような形で、当然、出席は求めていこうというふうなことは考えておりますので、部長会の情報等々については、現総合行政委員会のほうにも周知されるということは、ご理解をいただきたいなと思っております。

それと、介護と高齢でございますが、今、介護保険課と地域福祉課に分かれております。それぞれが連携をとりながら介護予防並びに高齢者福祉について施策を展開しているわけでございますが、それが一つになることで、より緊密になるのではないかと考えております。

教育委員会のところとこども育成課に関してでございますが、当然、これだけの大きな変革でございますので、保健福祉部長、こども育成課長並びに担当係長が教育委員会のほうと数度にわたりといいますか、数度以上そういう協議を重ねて、機構については議論をされておられますので、その辺は引き継ぎ等々は、今も十分やっていけるのではないかとこのふうな認識を持っております。また、こども園についていろいろ議論がございます。そのあたりも保育士並びに幼稚園教諭は、検討委員会を立ち上げ、その議論も絶えずやっているというようなことでございますので、そのあたりについては十分協議が図れているものだということは考えております。

○三好義治委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時51分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

野口委員。

○野口博委員 一応ご答弁をいただきました。なかなか理解ができない部分もちょっ

とあるんです。冒頭申し上げた体制問題で、人員削減ということがまずありきで、その延長の中でいろいろ工夫されたということは、当然、理由づけも含めてあるかと思うわけですが、体制を変えるということについての職員全体の関心事、受けとめといいますか、その辺が伝わってこないというのが、大変残念だと思っています。何人か職員さんにも、いろいろ自分なりにお尋ねをしましたけれども、ほとんど若い方は関心がないと。特にある場面で話してましたら、花金にしても何にしても、育ちが違いますので、最近の若い方はなかなか飲み会も含めて集団でコミュニケーションを図ろうという、そういうことも不得手だということで、組織としてどう協力体制をつくっていくのかという点では、いろいろそういう構成ではしんどいかと思えますけれども。そういう点も含めて、全職員がやっぱり自分たちの課については最低、全職員で論議されて、こういう提案がされていると。自分たちの仕事が、どういうふうに市民に評価をされて、今どうということなのかということをきちっと認識されて、全体の提案の中で、自分たちの部署をどうすべきかという、そういうところにきちっとはまって論議をしていただかなければ、そういう年齢構成におけるさまざまな問題については、矛盾を縮めて組織として活性化を図っていくことができないと思っています。そういう意味では、今の現状について、全体に関心がないということの雰囲気は何なのかという問題を、僕は疑問として持っているわけです。

そういう意味では先ほどご答弁いただきましたけれども、そこにいろんな経過で何回かの会議は開かれたということをおっしゃっていますけれども、そこで一

般の職員を含めて、全職員がどうかかわってきたのかというのが大変疑問であり、かかわったとしても、なぜそういう感想が出てくるのかというのが、大変疑問であります。改めて認識について、お尋ねしておきたいと思っています。

それで、個別の問題であります。例えば、保健福祉部では、七つあった課が五つになります。一つはこども育成課が教育委員会に行きますから、実質一つ減ったということになります。生活環境部も同じ数なんですか。そういういろいろ部と課の変更点の中で、きちりとした論議をするためには、現在の部課の人数がこうであって、こういう仕事を、こういう目的とするから、この課は何人にするという、こういう人数配置まで含めて論議をしなければ、なかなか機構改革の目的が目に見えないと思います。きちっと論議ができないと思いますけれども、これから人事配置については考えていくんだというお話でありますけれども、それでいいんでしょうか。今一番心配なのは、いわゆる市職員のモチベーションの問題であります。市長は盛んに人間基礎教育も含めて、また仕事の分量についても1人が2倍、3倍とおっしゃっているんだけれども、なかなか現場はそうでないわけで、ある職場で病休になったら、ほかに穴埋めするという事にならないわけです。そういう今の現場の状態を見た場合に、ほんまに摂津市として住民の福祉を向上させていくんだという仕事を、職員が一丸となって進めていくんだという立場で考えた場合に、そういう問題提起について、なかなか現状はモチベーションが下がって、そんな中でさらに660人にしていく中で、こういう方針を出したとしても、なかなかしんどい話だと思っています。そういうことを含めて、

やっぱり物事を進めるためには、若い方もちゃんと入っていただいて論議をしていくということが、僕は大事だと思っています。

モチベーションの関係でいいますと、課が少なくなるわけでありますから、当然、その役職が少なくなると、数として。例えば課長代理または係長級まで権限を移譲していくんだということも含めた、いろいろそういう面での検討も、今後していくだろうと思ってますけれども、職員のモチベーションを高めていくために、どうしているのかということ、あわせてお尋ねしておきたいと思えます。

選挙管理委員会の問題についても、数年前まではなかったんですよ。それで合体したんです。今度、元に戻すという、過去やりましたからということのお話なんですけれども。何かわからないんです。結局、やっぱり課が少なくなるわけでありますからどっかで矛盾が、少ないところを統合するということが受けとめられないわけですね。そういう認識にならざるを得ないということがありますけれども、ほんまに総務に戻した目的と申しますか、それはあるんですか。なかなか理解できません。そういった課の変更によって、仕事と人の移行問題は、人も移行していくんだと基本的な考えでありますけれども、そういう基本的考えであれば、先ほど申し上げた、何人、何人という人の変動についても提案できるかと思うんですけれども、なかなかその辺が統一して提案されていけませんので、きちっとした論議ができないのが残念であります。だから、なぜそこまで含めて提案できなかったかという問題もあわせて、お聞かせをいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

山本次長。

○山本市長公室次長 まず、1点目の職員の意識改革、モチベーションについてでございます。我々といたしましても、委員ご指摘のいろんな課題につきましては、認識もいたしているところでございます。そういう意味合いも兼ねまして、継続事業につきましては、政策推進、財政の課長代理、係長級の職員とすべての原課の課長代理級以下の職員で、その事業についてのヒアリング、また第4次の行革に対してのヒアリングも行っているところでございまして、いろんなことに取り組みながら、職員全体の人材育成につなげていきたいというふうに考えております。

また、モチベーションにつきましては、やはり財政状況が苦しい中、なかなか新規事業に取り組めないというようなこともございますが、職員がお金をかけずに、職員として提案したことが、自分の課で一つでも二つでも取り組むということが、職員に対するモチベーションにもつながると思いますので、そのような意識づけをしていきたいというふうに考えております。

また、選挙管理委員会の今回の総務部への移管でございますが、総合行政委員会の仕事の中身を見ていただきますと、選挙管理委員会がどちらかと申しますと執行系を主体とするお仕事でございます。ほかの3委員会については、審査を中心に仕事の内容が組み立てられるというようなことがございます。また、選挙の時期によりましては、定期監査の時期との重なりもございます。また、総務部にお

きましては、選挙管理委員会との併任辞令も今もあわせて出ているというような関係がございますので、選挙管理委員会につきまして、総務部のほうに移管をさせていただいているということがございます。

それと、今回の機構改革に対して、職員配置をいかにということがございますが、こども育成課と教育委員会につきましては、それぞれの部門で数多くの話し合いをし、職員についての割り振りも、基本的に原課案というのはお持ちでございます。最終、その原課案と人事のほうのヒアリングを受けて、最終の職員配置については決まってくるものであらうと思っております。

課と課の統合につきましては、現在、その課に職員が何人いるかというのは、それぞれの課は認識しております。そこで、先ほど公室長が申しましたように、職員が出てくるのかどうか、それを人事として、また政策として、これからヒアリングをさせていただきたいと思っております。

個別事業の移管につきましては、行政評価のほうで業務分担シートというのがございます。だれが、どの事業に年間何人ですね、零、何人といいますか、合計1人になるような職員分担シートがございます。そのシートを参考にしながら、移管事務につきましては、協議をしていきたいと思えます。具体的に申しますと、統計の事務は、年度途中で退職がございましたが、3人を基本に今事務を進めているということで、その見えるところについてはそのような議論をしながら、話を進めているというところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 きちんとした論議をするために、職員配置の問題についても、尋

ねたわけでありませけれども、改めて基本的考えということで、ご答弁をいただきました。目的がはっきりしているわけで、しかしながら、自治体としてそこで働く職員さんが、一定の展望を持って仕事をされていくと。そのことが市民の皆さんにいい影響を与えていくと、暮らしの向上につながっていくという、そういうところを日々の仕事の中で感じながら、みずから仕事を展開していくという状況にするためには、なかなかモチベーションの問題にしても、現下の情勢では定数削減ということにならざるを得ないということもありますので、そういう意味では、そういう中でもきちっと、先ほどから申し上げている、全職員でこういう問題も論議をして、その中で認識をお互いにし合うと。そのことが結果として、市民サービスにつながっていくんだという、その相互の論議のし合い、市民に返していくという、そういうかわり方の中で、よりみずからの仕事を認識し合うことにつながってくるだろうと思っておりますけれども、残念ながら、なかなかそうなっていないのを感じているところがあります。

山本次長はおっしゃいましたけれども、なかなか一般職員の方まで、きちっと今回の機構改革について認識をして、思っていることを言い合って、そしてそういう結果がまとまった中で、今回に至ったということはないわけで、そういうところを大変心配をしているわけでありませ。最高904名の職員数が、今691名と。二百数十名が減っているわけですね。そんな中で、各職場を見れば、残業の少ない職場、必要な残業をしているところという言葉はおかしいですけれども、そういうところだとか、いろんなアンバランスも当然あるわけでありませ。しかし、

その中で必死に残業しないで、5時に終わって帰ろうということで頑張っているそういう職員もあれば、いろいろありますけれども。でも、全体としては大変しんどい中で仕事をされているわけで、今の状態では、そういうモチベーションの問題とかを含めて、大変危惧をしているわけでありませぬ。

したがって、これから4月に向けて具体的に職員配置の論議だとか、より基本論議も踏まえて、改善するところは改善してもらおうということになろうかと思ひますけれども、その中で、職員の皆さんの多くの参加を得て、論議を深めていくということをお願ひしておきます。

あとは、その人数配置の問題であります。希望としては、きょう、これで条例で出てますから、そうならんと思ひますけれども、こういう理由で、この課はこういう人数になりますということをお願ひして、早い時期に教えていただくということをお願ひしたいと思ひます。

最後ですけれども、今回の機構改革の目的には、冒頭申し上げた職員の660人体制がそこにあるわけで、その中で、簡素でということも当然あるだろうと思ひますけれども、ぜひ、この前の総計の討論でも述べておりますように、みずからの公務労働について、やっぱり認識し合うという学習と運動を、市民とも進めながら、自分の仕事を認識し合っ、そういう積み重ねがより発展できるということをお願ひして、質問を終わります。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 もう1点お伺ひさせていただきます。先ほど三宅委員のほうからも質問がありましたけど、環境政策課です。これはどうしても外せ

ませぬ。今回、課名を変更するというところで、今までの対策課が政策課になると、これは案ですけれども、まだ決定ではないと思ひますけれども。我が党の同僚議員も一般質問等、本会議場でもさせていただきます、また要望書も入れております。これは、先ほども答弁とちょっと違ひますので、質問もされていたんですけど、角度を変えまして、この名称はいよいよ世界に向かって、日本も地球温暖化でCO2を削減何%というのを、はっきりと明言をしておりますし、それに基づいてといひますか、地球温暖化対策課という、すごく長くなりますけれども、何でも短目にしようと思ひているみたいですが、あえてこれは地球温暖化対策課と。市民にわかりやすいというのは、これですわ、長くなりますけれども。そんなんでこの名称にしてはどうか。先ほどの答弁も聞かせていただきましたけど、対策課が政策課になったというのは、地球温暖化の、そういった意味合いも含まれているというのはありますけれども、それをあえて前面にタイトルとして、課名として持ってきてはどうかと、そういうふうにお願ひしますので、その点ご答弁をお願ひしたいと思ひます。

○三好義治委員長 山本次長。

○山本市長公室次長 課の名称でございますが、先ほどのご答弁の中に、案として今ご提示をさせていただきますということでございます。環境政策課については、今、委員ご指摘の地球温暖化対策に向けて、先頭に立って取り組む課であるということをお願ひしてあります。先ほどから、今回の機構改革のご説明をしながら、平成26年に向けての課題をあわせてご説明をいたしておりますけれども、その際には、今以上に環境、または協働というところのキーワード、今す

ぐにでも本来取り組むべきだというご指摘が、先ほどからございますが、その辺のところをより一層意識をしていく必要があるということも、我々は課題として認識をいたしております。課全体につきましては、本日の議論を参考にしながら、一度内部に持ち帰らせていただくということで、ご理解をお願いいたします。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 ぜひ検討をしていただきたいと思います。特に摂津市は、今、環境に力を入れておりまして、環境家計簿につきましては、府下で1番という取り組みをしておりますし、環境については、本当にいろんな形で一目置かれているのではないかと、私もそう思っておりますし。他市の状況はわかりませんが、一部やっぱりこのとおり地球温暖化対策課とか、そういった形で、もう既にそういう課を新たに設けられて、統廃合で少なくするのではなくて、新たにまだプラスアルファで一つ設けられて、そして今のこういう状況に対応していこうという方向でもありますので、他市と比較するわけではありませんけれども、やっぱりそういった意味合いで、まだ案で今もおっしゃっていただきましたけれども、ぜひよくよく検討していただいて、こういう地球温暖化というのがタイトルに出るような形で、ぜひ課名の検討をよろしくお願いしたいと思います。

○三好義治委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時11分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第71号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第102号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第105号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後1時15分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 三宅秀明